

大阪市告示第462号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年3月31日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
北おおさか 信用金庫	船場支店	変更前	〒541-0053 大阪府中央区本町3丁目5番7号	令和8年 4月13日
		変更後	〒530-0014 大阪府北区鶴野町4番19号	
	庄内西支店	変更前	〒561-0833 大阪府豊中市庄内幸町2丁目13番8号	令和8年 5月18日
		変更後	〒561-0831 大阪府豊中市庄内東町4丁目3番1号	

(会計室会計管理担当)